

議事日程(第1号)

平成30年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第29号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第30号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第31号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第32号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第34号 福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第12 議案第35号 福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第36号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について
- 日程第14 議案第37号 福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について
- 日程第15 議案第38号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第16 議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第17 議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第18 議案第41号 須恵町地域防災施設設置条例の制定について
- 日程第19 議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 2 0 議案第 4 3 号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する
条例
- 日程第 2 1 議案第 4 4 号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 4 5 号 須恵町副町長の選任について
- 日程第 2 3 議案第 4 6 号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 2 4 議案第 4 7 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 報告第 1 号 平成 2 9 年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰
越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分につい
て
- 日程第 7 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専
決処分について
- 日程第 8 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の
専決処分について
- 日程第 9 議案第 3 2 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 0 議案第 3 3 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につ
いて
- 日程第 1 1 議案第 3 4 号 福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議につ
いて
- 日程第 1 2 議案第 3 5 号 福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議につい
て
- 日程第 1 3 議案第 3 6 号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利
用に供することの一部変更に関する協議について
- 日程第 1 4 議案第 3 7 号 福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用

に供することの一部変更に関する協議について

- 日程第15 議案第38号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第16 議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第17 議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第18 議案第41号 須恵町地域防災施設設置条例の制定について
- 日程第19 議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第43号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第44号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第45号 須恵町副町長の選任について
- 日程第23 議案第46号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第24 議案第47号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第25 議案第48号 平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第49号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 報告第1号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

出席議員（14名）

1番	児玉求	2番	世利孝志
3番	白水勝元	5番	三角栄重
6番	田ノ上真	7番	松山力弥
8番	猪谷繁幸	9番	田原重美
10番	合屋伸好	11番	原野敏彦
12番	三上政義	13番	柴田真人
14番	今村桂子	15番	三角良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	—
教 育 長	安 河 内 文 彦	健康福祉課理事	小 林 は つ み
総 務 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地域振興課長	稲 永 勝 章
都市整備課長	甲 木 圭 二	住 民 課 長	合 屋 真 由 美
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

梅雨に入っておりますが、梅雨には陽性と陰性があるようで、ことしは陽性だそうでございます。陽性というのは、集中豪雨とかゲリラ豪雨とかがあるようでございます。議員各位は、防災マニュアルをもう一度見直して対応するようにお願いします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ただいまから平成30年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議員（11番 原野 敏彦） おはようございます。

平成30年第2回定例会、議会運営委員会の報告をいたします。

平成30年第2回定例会は、6月1日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成30年第2回定例会の運営について協議、検討いたしました。

今回提出された議案は21件、報告1件、ほかに町長諸報告にかえて平松新町長の所信表明、教育行政報告、閉会中の組合議会報告2件でございます。

会期は、本日6月8日から15日までの8日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会9件、文教厚生委員会7件、予算審査特別委員会2件、議案第34号から議案第40号までは、那珂川町の市制施行に伴う規約等の変更のため一括提案といたします。

また、議案第45号から第47号の人事案件については、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

次に、日程についてですが、本日当初本会議、11日各常任委員会、12日午前9時より一般質問、終了後に全員協議会、13日予算審査特別委員会、15日最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を、本日から6月15日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月

15日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番議員、12番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、ここで、5月1日付で就任されました平松町長、初の議会となりますので、御挨拶をお願いしたいと思います。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さんおはようございます。

先ほど、議会運営委員長のほうから、町長報告にかえて所信表明という形で報告いただきました。先の選挙においては、皆さん本当に御迷惑かけました、ありがとうございます。

町長所信表明

それでは、所信表明なのかどうかちょっとわかりませんが、本日は、6月定例議会を招集しましたところ、全員御出席のもと6月当初会議が開催できますことを感謝申し上げます。

4月の17日に須恵町長選挙が告示され、立候補届け出を出し、選挙を力強く戦い抜く決意をもって臨みましたが、凶らずもほかの立候補届け出がなく、無投票による当選となりました。

地方首長選挙並びに議会議員選挙に対する市民の関心の低さが各種メディアで取り上げられておりますが、私並びに後援会による活動を通じて感じたのは、須恵町の町民の方々並びに多くの企業の方々から励ましのお言葉をいただき、そして期待する声を多く受けました。

後援会に加入していただきました総数においても、想定する有効得票数の過半数を大きく上回ることができ、町民の皆さまから信任を受けたと確信を持たせていただきました。その分責任の重さを痛感し、責任を持って職務を全うすることを決意いたしております。

さて、後援会活動中並びに1日ではありましたが、告示日当日、皆様にどのようなまちづくりをしたいのかをお伝えしてまいりました。

それは、当町は初代町長稲永卯十郎町長から五代町長中嶋町長まで、その時々課題を的確に捉え、解決し、次世代が活躍できる土壌をつくり、バトンタッチされてきました。

中嶋町長におかれましては、長年にわたる最大の懸案事項でありました、六坑ボタ山に係る事業を完結され、御承知のとおり、第三小学校区のスマートインターを核とした地域が一大商業集積地として変貌を遂げつつあり、町全体としましては、当町の人口は緩やかであります、今後増加することが予想され、税収も今のところ右肩上がりでございます。

安定した町の運営がなされておりますのも、議員各位の御協力、御支援並びに町民の方々の御

理解のたまものと心から感謝申し上げます。

中嶋町政を強く継承していくことはもちろんのことですが、これからどのような事業展開を図っていくかということです。

まずは、安全・安心のまちづくりはどの時代でも最大の事業項目であり、日常生活における治安維持・安全対策につきましては、今まで同様、関係諸機関と連携し行ってまいります。

さらには、災害発生時における防災体制の本部機能の見直しとしまして、現在、準備に入っております、防災本部としての役場非常用電源の早期の見直し、改善並びに防災無線のデジタル化を早急に実施したいと考えております。

あわせて、全ての行政区に自主防災組織を設置していただけるよう、既に区長会と協議に入らせていただきました。これは、本部機能の的確な作業が遂行できるよう、各行政区における安否確認並びに個人財産、公共施設、道路・水路等でございますけれども、等の損壊などを報告していただくとともに、避難状況や避難所の必要性などを災害本部である総務課に報告していただくことにより、的確な災害対応が可能となってまいりますので、早急に対応していきたいと考えております。

次に、高齢化が進む我が町において、会社をリタイアされた方々の生きがいつくり、既に高齢者となられた方々が日々の生活を生き生きと過ごせる社会参加型の高齢者事業を展開したいと考えております。

これは、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、当町議会、その他有識者との協議会を設置し、該当者の方々が持つておられるスキルを町の運営に生かせる、あるいは、それぞれの思いに応えられる仕組みをつくってまいりたいと考えております。

現在の70歳は、昭和40年代からすると気力、体力ともに充実されており、老人としてのくくりから脱却し、須恵町の有益な人的資源として活躍していただくことが町の発展につながると確信しております。

次に、子ども支援並びに子育て支援ですが、当町における教育予算は、児童福祉予算を合わせると18%を超えており、他市町と比較しても力を入れていることは間違いなく、保育所、幼稚園を含む児童福祉並びに当町独自の教育振興基本計画を時代に即した形に見直していくことで十分に対応していけると考えております。

そして、現在の30代、40代の方々に須恵町に関心を持ってもらうことが重要なことであると判断しております。現在の須恵町の根幹である社会教育と生涯教育を力強く牽引されていた方々が70代の年齢となり、余りにも頼れる存在であり続けたために、お任せ状態が続いたことも事実であります。

早急にこの問題は解決しなければならず、若い人たちが町の運営に参画してもらえよう、当

町議会、区長会、各種団体と話し合いの場を設け、若い人たちの提案が町政に生かされる町づくりを行っていきたいと考えております。

次に、当町の商工会・企業クラブと連携を図り、町内企業を対外的に強くアピールし、企業誘致並びに就職してもらえる仕組みをつくり上げる必要があります。

これは、今回、各企業を訪問し、お話を聞く中で、担い手不足、労働力不足は深刻な状況であり、それぞれの企業が対応できる範疇を超えております。須恵町が一丸となって取り組まなければ、須恵町経済の急速な減滞につながることを予想されます。

そして、現在行っております下水道事業の推進、道路等インフラ、公共施設の計画的改修等は、財政状況を判断しながら進めてまいります。

それから、中嶋町政から引き継がなければならない大きな事業として、3つの小学校区を基盤に据えた暮らしのコミュニティの早期実現を目指します。

これは、現在、大きな成果を上げていただいておりますコミュニティ事業を拡大して行うというのではなく、各小学校区で抱える諸問題をそれぞれの小学校区で解決してもらうことにより、より迅速に住民サービスが行き届く新しいシステムづくりが必要となります。

組織内事業として想定されるのは、地区内の軽微なインフラ（道路の軽微な損傷の修繕工事等）、高齢者の安否確認、災害時の地域防災拠点としての機能、子育て支援の実質的な運営、役場まで行かなくても対応できる福祉・税務・公共整備事業の相談窓口化、これは定期的に役場の職員を配置する必要があるかと思っております、その他各種相談窓口としての機能、そして、現在実施していただいている学校支援事業、地域主催祭り事業などでございます。

これらを実施していただくために、事業項目別の組織化が必要であり、それらの集合体が暮らしのコミュニティとなり常に機能していただくためには、月額報酬制の会長職、事務局長、コミュニティ主事、運営補助金の創設が必要となりますので、まずは本町議会関係者の方々と話し合いの場を設けていきたいと考えています。

今、申し上げた事業を慌てることなく、それぞれの関係者とコンセンサスを図りながら取り組んでまいります。そのためには、年々減少していくであろう財政調整基金の改善や行財政のシビアな見直しを行い、健全財政の範囲内で行うことが、緩やかであっても町の発展に欠かせない手法であると確信しております。

現在、産声を上げたばかりの株式会社SUNOBAは、国・県補助金並びに減少傾向にある地方交付税を考えると、みずから稼ぐ力をつけなければ、当町だけでなく地方自治体は構造上衰退していくことは明らかであります。

現在想定している事業内容につきましては、当町議会、区長会、区長会は既に行いましたけども、商工会、企業クラブ、町民の方々にきめ細やかに説明会を行い、理解していただき、協力体

制を確立させていきたいと考えております。

先ほど述べた事業を確実に実施するためにも、新たな財源確保の観点からも、今、取り組まなければならない事業であると確信し、SUENOB A事業を精力的に展開してまいります。

住んでよかった、住みたくなるまち、全国一番を目指してまいりますので、当町議会の御支援を賜りますようお願い申し上げます、これからの基本的な事業計画とさせていただければと思っております。御協力よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（三角 良人） 今議会は、所信表明のみでありますので、質問を省略させていただきます。

日程第4. 教育行政報告

○議長（三角 良人） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。数日前からちょっと風邪を引きまして、時々咳を出すかもしれませんけども御容赦ください。

町内の各小・中学校の運動会を無事に終えることができました。児童・生徒の活気あふれる姿を通して、各学校での日常指導が充実してきていると実感しております。また、議員の皆様や地域の方からも同様の評価をいただいているところです。御声援、御協力ありがとうございました。そして、去る5月17日の園学校経営説明会に御参加いただきありがとうございました。

それでは、教育委員会の行政報告をさせていただきます。なお、園学校経営説明会で詳しく説明しておりますので、平成29年度、平成30年度の特徴的な事業についてのみ報告させていただきます。

また、資料として「平成29年度須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び報告について」と町で作成しました「特別支援教育基本計画」を配付しておりますので、後ほど御参照ください。

まず、平成29年度の主な取り組みについては、特別支援教育、小学校英語科教育、立志式の3つについて説明いたします。

1つ目は、特別支援教育の取り組みについてです。

本町では、0歳から15歳までをつなぐ連携・連動した教育を推進しているところですが、特別支援教育につきましても、療育、就学前から小・中学校と一貫して取り組んでおります。特に、近年では、特別支援が必要な児童が大きく増加傾向にあります。特別支援学級が、小学校では本年度5学級の増加となっています。中学校では1学級の増加となっています。

このような現状から須恵町教育委員会といたしましても、町として特別支援教育の一層の充実を図るために、本年の2月に特別支援教育基本計画を策定しました。この基本計画に基づいて特別支援学級の担任の育成も計画的に進めていく予定です。そこで、本年4月4日町内全小・中学

校の特別支援学級担任の研修会を開催したところです。また、夏季には町内全職員を対象とした通常学級における特別支援学級の研修会を計画しております。

2つ目は、小学校英語科教育の実施に向けた取り組みです。

これまでは、小学校での外国語活動の授業は5、6年で週に1時間、外国語活動として、外国語の基本的な「聞く」それから「話す」など表現に慣れ親しむことを目標として実施してきました。

しかし、新学習指導要領では、平成32年度より小学校3、4年生には週に1時間外国語活動が新たに加わることとなります。また、5、6年生については、週に2時間英語活動が英語科となります。英語科となりますと、先ほど申しました「話す」「聞く」に加えて、英語文を「読む」とか英語文を「書く」とか、そういった活動が加わることになり、段階的に、これを平成30年度から先行実施することになっています。

そこで、本町は30年度からの先行実施に向けて、昨年度29年度、須恵第二小学校を小学校英語教育の推進校と指定しました。担任が一人で英語活動と英語科の授業を実践できることを目標として、小学校3校が共同の研修をとおして教員の指導、技術の向上に努めているところです。

3つ目は、立志式の開催です。

平成30年3月に出された国の第3期教育振興基本計画では、これからの教育の方針として「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」とあります。本町で目指している「心の教育の育成」にもつながるものです。昔の元服の年に当たる14歳、中学校2年生の時期に、将来の夢や希望について改めて考えることは大変有意義なことだと思います。

そこで、町教育委員会が主催しまして、須恵中と須恵東中学校1、2年生が参加し「立志式」を開催することにしました。そこで、2年生全員が将来への希望や夢、職業などについて作文を書き、各校2名の代表を選出しました。2月21日アザレアホールにて立志式を開催し、生徒代表の作文発表をし、記念講演を行いました。各校で国語科の指導もあり、中身の濃い立志式となりました。本年度は、来年の2月20日に計画しております。

次に、平成30年度の教育行政の主な施策、「つながり」を大切に「丁寧に鍛える」教育の推進、不登校児童・生徒への対応、学力の向上に向けた取り組み、の3点について述べます。

1つ目は、「つながり」を大切に「丁寧に鍛える」教育を推進していくことです。

本年度は、子ども同士をつなぐ意味からも町教育振興基本計画の最終学年でもあります「目指せ須恵中・須恵東中学校の3年生」をスローガンに取り組んでまいります。早速、春休みには須恵中生徒が第一小学校と第三小学校に出向き、小学生に勉強を教えたり、ボランティアとして小学校の運動会をお手伝いしたり、中学校の運動会では小学生が参加できる玉入れを行うなど、小・中の交流を通して中学生の姿が模範となるような取り組みが始まっています。

「丁寧に鍛える」では、指導の後に教師がどうその結果を見とるかが大切になってきます。須恵町の児童・生徒は、自分が周りの人の役に立っていると感じる自己有用感が全国的に比べて低い傾向にあります。自己有用感の向上のためには、教師が単純にほめるだけではなく、子どもの学習や活動などの具体的な姿を通して評価する必要があります。

そこで、できた、できないという結果をほめるだけではなく、結果までの過程を「認める」ことを意識した教育の推進を「丁寧に鍛える」という言葉で各学校にお願いしているところです。

2つ目は、不登校児童・生徒への対応です。

先日の学校教育説明会でお示したように、不登校の生徒が中学校で多く存在しています。背景として、不登校が生まれる要因の複雑化が上げられます。それは、学校での問題事象に起因することだけではなく、個人の心理的な要因からの集団適応力の低さや、家庭での虐待やネグレクトあるいは家庭の教育力の低下など、複数の要因が絡まり合って本人の不登校という状態を生んでいる状況があります。

教育委員会では、適応指導教室（やまももルーム）を設置し、不登校児童・生徒の受け入れ場所として対応しています。学校においては、適応促進委員会を毎週開くとともに、個々の不登校及び不登校兆候の生徒についてはケース会議を持ち、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を含めた組織的・総合的なアプローチにより、生徒の中学校への復帰に向けて取り組んでいきます。

本年度は、小学校でもこのケース会議を校内の組織として立ち上げ、取り組んでいきます。

3つ目は、学力向上に向けた取り組みです。

須恵町では、学力向上検証委員会で国語部会、算数・数学部会など教科別に全国学力テストの結果を分析し、授業改善や補充学習、家庭学習など取り組んでいます。しかし、高学年になればなるほど学習についていけない児童・生徒が多くなっているのも現実としてあります。

そこで、本年度から重点的に小学校3、4年生で学力補充をしっかりと行い、高学年につなげていくことにしました。具体的には、放課後学習として3、4年生で学習についていけない児童を放課後に集め、町の支援員や保護者の協力を得ながら補充学習を進める計画です。この取り組みは運動会後から始めていく予定です。

最後になりますが、須恵町教育振興基本計画が出されてから、本年度で最終年度の10年目を迎えます。そこで、本年度中に第二期の教育振興基本計画を策定する予定です。

これで、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（三角 良人） これより教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありますか。——質問なしと認めます。

日程第5. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第5、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会臨時会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。9番、田原重美君。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。

粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成30年5月15日に粕屋南部消防本部において、第2回臨時会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第9号、粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、任期満了に伴う後任委員に、宇美町、古賀ひろ子氏が選任され、全員賛成で同意しました。

議案第10号、粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、粕屋南部消防組合第五次消防力整備計画に基づき、中部救助小隊3名体制を4名へ変更することに伴う職員定数条例の一部を改正で、附則として、平成31年4月1日から施行するもので、全員賛成で可決しました。詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会臨時会の報告を求めます。

12番、三上政義君。

○議員（12番 三上 政義） おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告をさせていただきます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、平成30年5月31日に第2回臨時会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

議案第5号、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合監査委員の選任についてで、篠栗町、藤佳光氏の任期満了に伴う再任で、全員賛成で同意いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なし

と認めます。

これより議事に入りますが、議会運営委員長の報告にもありましたように、議案第34号から議案第40号までの7議案については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

また、議案第45号、議案第46号、議案第47号については、人事案件でありますので、本日、提案理由の説明後、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第6. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第29号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） おはようございます。

では、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第29号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてでございます。

平成29年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第6号）を提出いたしまして、議決をいただいているところですが、その後、予算の補正が必要となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本会議に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,123万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を83億9,384万8,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

1 款町税は、1 項町民税から 4 項たばこ税まで、決算見込みにより 1 億 6 6 6 万 3, 0 0 0 円を増額補正しております。

2 款地方譲与税から 9 款地方交付税までは、3 月末の交付税決定額に合わせまして、それぞれ増額及び減額しております。

1 4 款県支出金、次のページの 2 項補助金 3, 3 8 3 万 4, 0 0 0 円の減額は、保育所等整備事業費県補助金の減額です。

1 5 款財産収入 2 項財産売払収入 2, 2 4 0 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、不動産、木材の売払収入です。

1 7 款 1 項繰入金は、1 款町税の増額及び次に歳出で説明いたします特別会計への繰出金の減額によりまして、財政調整基金繰入金を 1 億 9, 5 0 0 万円減額しております。これによりまして、2 9 年度の財政調整基金は 2 8 5 万 3, 0 0 0 円になり、今年度末の基金残高は 2 3 億円を維持しております。

次のページの 4 ページをお願いいたします。歳出です。

2 款総務費 1 項総務管理費 1, 9 5 5 万 1, 0 0 0 円の増額は、不動産売払収入分の財政調整基金積立金です。

3 款民生費 1 項社会福祉費 3, 8 5 2 万 1, 0 0 0 円の減額は、国民健康保険特別会計の決算見込みによりまして繰出金の減額でございます。2 項児童福祉費 3, 3 8 3 万 4, 0 0 0 円の減額は、保育所等整備事業補助金の減額によるものです。

8 款土木費 5 項下水道費 7 1 0 万円の減額は、公共下水道事業特別会計の決算見込みによりまして繰出金の減額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 2 9 号については、議長を除く 1 3 人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 2 9 号平成 2 9 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

日程第7. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第30号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。

初めてで緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の2ページでございます。

議案第30号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出いたしまして議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となりました。去る3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の19ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,009万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億2,400万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページ、20ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者保険税の現年課税分及び滞納繰越分の増収見込みから370万円の増額補正を行っております。

3款国庫支出金から7款共同事業交付金までは、それぞれ国社会保険診療報酬支払基金、県国民健康保険団体連合会からの負担金、補助金、交付金が年度末に確定いたしましたので、それぞれの所要の増減補正をしております。

8款繰入金につきましては、国民健康保険税及び国庫支出金等の補正と、次に説明いたします歳出予算補正によりまして3,852万1,000円の減額補正となっております。

このうち一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分につきましては3,300万円を減額いたしております。結果、一般会計から7,700万円繰り入れることになっております。

10款諸収入につきましては、決算見込みによるもので490万2,000円の増額補正をしております。

次に、21ページ、歳出でございます。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費から 5 項移送費まで、それぞれ決算見込みによる不用額 8,533 万 2,000 円の減額補正を行っております。

8 款保険事業費 1 項の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診等の委託料の執行残による 292 万円の減額補正でございます。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金につきましては、決算見込みによる 83 万円の減額補正でございます。

10 款予備費の補正につきましても、不用額 101 万 3,000 円の減額補正をしております。

以上、報告をいたしまして承認を求めますのでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1 番、児玉君。

○議員（1 番 児玉 求） 21 ページの歳出のところを見ていただきたいんですが、2 款の保険給付費が補正で 8,533 万 2,000 円マイナスということですが、これは、それだけ医療費がかからなかったちゅうことでよろしいのでしょうか。

○議長（三角 良人） 合屋課長。

○住民課長（合屋真由美） 今、提案理由で御説明しましたとおり、国とか県とかそれぞれの負担金、補助金、そういったものが保険、医療費の減とかにより少なかったというところでの減額になります。

○議長（三角 良人） 児玉君、委員会付託するから、そこで詳しく説明もらえる。

○議員（1 番 児玉 求） はい、わかりました。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質疑を終結します。

よって、議案第 30 号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第 8. 議案第 31 号

○議長（三角 良人） 日程第 8、議案第 31 号平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。

それでは、議案書の 3 ページをお願いいたします。

議案第 31 号平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分につ

いてでございます。

平成29年度の須恵町公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、3月議会に補正予算（第4号）を提出し議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となったため、3月31日付で専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の36ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ580万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億152万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次の37ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款1項負担金、補正額80万円は決算見込みによる増額補正でございます。

2款1項使用料、補正額50万円も決算見込みによる増額補正でございます。

5款1項他会計繰入金、補正額710万円の減額は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

次の38ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額140万円の減額は、負担金補助及び交付金の決算見込みによる減額でございます。

2款1項下水道事業費、補正額440万円の減額は、委託料並びに工事請負費の決算見込みによる減額です。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 浩二） おはようございます。税務課、合屋でございます。よろしくお願ひします。

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律ほか平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日等から施行されたことに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものでございます。

次のページ、5ページから19ページまでが改正文と附則で、20ページから56ページまで新旧対照表を添付しております。

改正点の内容といたしましては、地方税法の改正による各条文の文言整理及び様式の文言整理、項ずれ等の整理を行っており、主なものについては新旧対照表で説明いたします。

初めに、住民税関連から説明いたします。20ページから21ページをお願いいたします。

第24条では、個人の町民税の非課税の範囲、障害者、未成年者、寡婦及び寡婦に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円に引き上げ、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改め、均等割を課すべき者について前年の合計所得金額が31万5,000円に、その者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じていた金額に10万円を加算した金額以下である者に対しては均等割を課さない。

これは、働き方の多様化を踏まえ働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除、公的年金等控除を見直し、基礎控除に振りかえする対応であります。

その下、34条の2、所得控除、基礎控除額に所得要件を創設する改正で、基礎控除について前年の合計所得金額2,500万円超で創出するものであります。

37ページをお願いいたします。

附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲と所得割等非課税限度額について、10万円を加算した金額に引き上げるものであります。

続いて、町たばこ税関連についてであります。30ページをお願いします。

30ページ一番下から、31ページでございます。

第92条、製造たばこの区分、製造たばこの区分を新たに創設するもので、現在、加熱式たばこは、地方税法上のパイプ式たばこに分類され大変税負担が低くなっており、地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を創設するものであります。

その下、第94条、たばこ税の課税標準、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方

法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法とする。平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するための規定の整備であります。

34ページをお願いいたします。

第95条、たばこ税の税率、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものであります。

続いて、固定資産税関連であります。37ページをお願いいたします。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、固定資産税等の課税標準の特例、わがまち特例で項の削除、繰り上げ、字句改正、項の繰り下げ、追加で、38ページから39ページ、第25項の次に1項を加える改正、第26項、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの期間に認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等償却資産に係る課税標準の特例措置、課税標準を3年間ゼロに軽減する特例措置。附則10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。

42ページをお願いします。

第12項、固定資産税の特例措置規定の追加の新設でございます。改修実演芸術公演施設に対する減額の適用を受けようとする者がすべき申告、固定資産税額を平成32年3月31日までの2年間、3分の1減額する特例措置であります。

恐れ入ります、13ページに戻っていただきまして、附則第1条で施行期日は、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に定める規定につきましては、定める日から施行する。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の57ページをお願いいたします。

議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、地方税法施行令の一部改正が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものです。

新旧対照表で説明いたします。59ページをお願いいたします。

まず、第3条、課税額です。第2項の改正になります。国民健康保険税の算定につきましては、第2項の基礎課税額、第3項の後期高齢者支援金等課税額、第4項の介護納付金課税額の3つの合計が課税額となりますが、今回の改正では、課税限度額を第2項で54万円から58万円に改正するとしています。第3項の後期高齢者支援金等課税額19万円と第4項介護納付金課税額16万円はそのまま据え置きとなっております。結果、課税総額の限度額の総額は89万円から93万円へ4万円引き上げることとなります。

この改正によります国民健康保険税の調定額は235万円の増額を見込んでおります。

次に、第25条、国民健康保険税の減額です。第2号の改正については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前27万円から改正後27万5,000円に引き上げ、次の60ページ、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前49万円から改正後50万円に引き上げ、低所得者への保険税軽減の拡充を図るものです。この改正によります国民健康保険税の調定額は55万円の調定額の減額を見込んでおります。

続きまして、第27条の2、特例対象被保険者等に係る申告です。第2項の1行目です。「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、4行目の「書類の」次に「の提示を求められた場合には、これら」を加えるものです。これは、会社を退職し国民健康保険に加入する場合に、退職理由により保険税の軽減を受けるための申告書を提出することになりますが、これまでは、確認のために必ず雇用保険受給資格者証が必要でございましたが、マイナンバーの情報連携でその確認の必要がなくなったということで、「提示を求められた場合」という表現に改正したものです。

58ページに戻っていただいて、附則でございます。

第1項で施行期日を、この条例は平成30年4月1日から施行するとし、第2項で経過措置を、

この条例による改正後の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までは従前の例によるとしております。

以上、報告いたしまして承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第33号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11. 議案第34号

日程第12. 議案第35号

日程第13. 議案第36号

日程第14. 議案第37号

日程第15. 議案第38号

日程第16. 議案第39号

日程第17. 議案第40号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第34号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について。日程第12、議案第35号福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について。日程第13、議案第36号福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について。日程第14、議案第37号福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について。日程第15、議案第38号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について。日程第16、議案第39号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について。日程第17、議案第40号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について。以上7議案を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の61ページをお願いします。

議案第34号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議についてから議案書79ページ、議案第40号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてまでの7議案でございます。

この7議案については、那珂川町が市政施行することに伴い、それぞれ規約の一部変更をする必要があるため、関係市町村と協議することについて地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

附則で、各議案、この規約は平成30年10月1日から施行するとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第34号、議案第35号及び議案第39号、議案第40号を総務建設産業委員会に、議案第36号、議案第37号、議案第38号を文教厚生委員会にそれぞれ付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号、議案第35号及び議案第39号、議案第40号を総務建設産業委員会に、議案第36号、議案第37号、議案第38号を文教厚生委員会にそれぞれ付託します。

日程第18. 議案第41号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の82ページをお願いいたします。

議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定についてでございます。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。城山防災会館の設置に伴い、町内地域防災施設の設置及び管理を一本化し、大規模災害時の活動拠点として町民の安全安心を確保し、迅速な対応を図るとともに、さらなる住民サービスの向上に資するため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでござい

す。

83ページの設置条例をお願いいたします。

第1条で地域ぐるみの防災体制及び災害時の地域の災害対策活動の拠点として防災施設を設置する旨を、第2条で、ことし3月に完成した城山区の公民館でもあります城山防災会館を含む4つの防災施設の名称及び位置を示しております。第3条から84ページ、第9条まで、施設の管理運営に関する内容を定めています。

附則で、第1項、この条例は公布の日から施行するとし、第2項で、この条例で関係施設の設置及び管理運営に関する条例を一本化したため、須恵町西部地域防災センターの設置及び管理運営に関する条例は廃止するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第41号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 議案第42号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の85ページをお願いいたします。

議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。今回の改正は町の附属機関である国民健康保険運営協議会の名称変更に伴うものです。

86ページに改め文、87ページに新旧対照表をつけております。詳細は新旧対照表で説明します。

87ページをお願いいたします。

別表の（第1条）（第3条）の関係で、委員名の改正前、国民健康保険運営協議会委員を須恵

町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に改正するものです。

86ページに戻っていただいて、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第42号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第20. 議案第43号

○議長（三角 良人） 日程第20、議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。小林健康福祉課理事。

○健康福祉課理事兼課長（小林はつみ） 議案書の88ページをお願いいたします。

議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由といたしまして、福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、該当条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

新旧対照表90ページをお願いいたします。

改正前の第3条第1項に改正後の下線の部分、ただし暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の者を除くものとするを追加するものでございます。

同項第5号に改正後の下線の部分、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号の規定による学資、独立行政法人日本学生支援機構法、附則第14条第2項により、なお、その効力を有するものとされる同法、附則第15条の規定に廃止前の日本育英会法を改正にあわせて精査しました。

次に、改正前の第9条第1項第2号に改正後の下線の部分の文言を整理するものでございます。

89ページに戻っていただいて、附則、この条例は交付の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第43号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第21. 議案第44号

○議長（三角 良人） 日程第21、議案第44号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の91ページをお願いします。

議案第44号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、下水の排除の制限のため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

次の92ページから93ページまでが改正文と附則で、94ページから96ページまでが新旧対照表となっております。

主な改正点といたしましては、下水道へ排除する汚水の水質基準の変更及び排除の規制等を行うものでございまして、理由といたしましては、昨年3月ごろから多々良川浄化センターへ流入する下水から高濃度のリンが検出され、多量の投薬を行わないと放流水の水質を維持できない状態になりました。この状態が続きますと、多量の投薬に多額の費用がかかるため、福岡県と多々良川流域関連6町が協力し、調査した結果、水質悪化の原因をおおむね特定できました。しかしながら、現状では宇美町を除く各町の公共下水道条例では水質基準にリンの項目がなく、条例に基づく指導ができません。そのため、公共下水道条例を改正するものでございます。

本改正では水質基準にリンの項目を追加するとともに、他の項目についても下水道法及び下水道法施行令に基づく基準の見直しを行っております。また、公共下水道の維持管理に支障を来すような下水を流している場合に、改善の指導や排水の規制を行う規定を追加しております。

主な改正点については新旧対照表にて説明させていただきます。

94ページをお願いいたします。

第11条の改正でございます。特定事業場から排出される下水について水質基準を定めるものでございます。今回の改正では、第1項第1号アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の基準、第1項第6号窒素含有量の基準、第1項第7号リン含有量の基準を追加し、基準

の表記を変更するものでございます。

続いて、第2項の規定は、下水道法施行令で定められているもので、製造業またはガス供給業に関連する施設から排除される下水の水質基準を厳しくするものでございます。

94ページ下段から95ページ上段にかけて、第12条の改正でございます。除害施設を設置しなければならない水質基準を定めたものでございます。今回の改正では基準の表記を変更するものでございます。

95ページ上段から第13条の改正でございます。特定事業場に除害施設を設置しなければならない水質基準を定めたものでございます。今回の改正では、第13条第1項第3号アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の基準、同項第8号窒素含有量の基準、同項第9号リン含有量の基準を追加し、基準の表記を変更するものでございます。

第2項の規定は条例第11条と同様のものでございます。

96ページをお願いします。

第14条の2の追加でございます。下水道法第12条に基づくもので、排除する下水が公共下水道の損傷や機能を阻害するおそれがある場合に、施設の改修を求め、または排除の制限や停止を命ずることができるよう規定するものでございます。

93ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思っております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第44号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第22. 議案第45号

○議長（三角 良人） 日程第22、議案第45号須恵町副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第45号須恵町副町長の選任について。

須恵町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により本議会の同意

を求めるものであります。住所、糟屋郡須恵町大字上須恵742番地1、氏名、稲永修司、生年月日、昭和30年6月7日、63歳、任期、30年6月8日から34年6月7日。

提案理由につきましては、昨年の末をもって副町長が空席になっておりますので、副町長を選任するものでございます。経歴については次のページにありますけれども、稲永氏は昭和54年に須恵町役場に奉職し、福祉課、健康課、企画財政課、子ども教育課、そして会計管理者等、経験も豊富であり、人格的にも素晴らしい人であるので、今回、副町長として提案するものでございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第45号須恵町副町長の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第23. 議案第46号

○議長（三角 良人） 日程第33、議案第46号須恵町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第46号須恵町教育委員会教育長の任命について。

須恵町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により本議会の同意を求めるものであります。住所、糟屋郡宇美町宇美1丁目2番22号、氏名、安河内文彦、生年月日、昭和28年5月2日、65歳、任期につきましては平成30年7月1日から平成33年6月30日。

これでお気づきかと思いますが、任期が3年になっております。これは新制度に移行し、教育委員会の委員の選任をやった上で、教育長については教育委員会のほうで審議して議会に町長がお諮りするという形でしたんですが、今回から新法により町長部局が教育行政の教育長を任命するという形で3年になっております。

提案理由としては、須恵町教育委員会教育長安河内文彦氏が平成30年6月30日をもって任

期満了のため、再任をお願いするために今回提案するものでございます。経歴については前回もお出ししているとおりでございますが、先ほど教育行政報告でもありましたように、これから須恵町の教育振興基本計画2期目を策定してもらう重要な仕事がありますので、安河内教育長には続投をお願いしたいと考えております。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第46号須恵町教育委員会教育長の任命については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

ここで、申し合わせにより教育長の任命同意を受けられました安河内文彦氏に御挨拶をお願いします。

○教育長（安河内文彦） 承認ありがとうございます。住んでよかった町、あるいは安全なまちづくりに向けて頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

日程第24．議案第47号

○議長（三角 良人） 日程第24、議案第47号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第47号須恵町教育委員会委員の任命について。

須恵町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により本議会の同意を求めるものであります。住所、糟屋郡須恵町大字佐谷1354番地の2、氏名、長澤貢多、生年月日、昭和43年3月25日、50歳、任期、平成30年7月1日から平成34年6月30日。

提案理由としては、長澤貢多氏が平成30年6月30日をもって任期満了となるため、再任をお願いしたいと思い、挙げております。経歴は次のページに上げております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第47号須恵町教育委員会委員の任命については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第25. 議案第48号

○議長（三角 良人） 日程第25、議案第48号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書は103ページをお願いいたします。

議案第48号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,651万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億7,651万9,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページ、2ページをお願いします。まず、歳入からです。

14款県支出金3項委託金、3万8,000円の増額補正は統計調査費委託金。

18款繰越金7,648万1,000円の増額補正は前年度繰越金です。

続いて3ページ、歳出です。

2款総務費1項総務管理費7,101万9,000円。3項戸籍住民基本台帳費134万円の増額補正は、窓口業務、学校事務等の民間への業務委託料及び移行するための臨時雇い賃金です。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 1 4 万 7, 0 0 0 円の増額補正は臨時雇い賃金及び自然食普及センターの備品購入費です。

1 0 款教育費は小中学校の図書購入費、文化会館の外壁防水改修工事設計業務委託料です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 4 8 号を先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 8 号平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）を予算審査特別委員会に付託します。

日程第 2 6 . 議案第 4 9 号

○議長（三角 良人） 日程第 2 6、議案第 4 9 号平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の 1 0 4 ページをお願いいたします。

議案第 4 9 号平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成 3 0 年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の 1 0 ページをお願いいたします。

平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第 1 条歳入歳出予算の総額からそれぞれ 9 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 0 億 3, 0 9 7 万 2, 0 0 0 円とするものです。第 2 項で款項の区分及び金額は次のページの第 1 表歳入歳出予算補正によるとしています。

次のページ、1 1 ページをお願いいたします。

まず歳入からです。

4 款 1 項県補助金 9 7 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、国保制度改正に伴うシステム改修業務委託料についての特別調整交付金の追加でございます。

次に歳出です。1 2 ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費 9 7 万 2, 0 0 0 円の歳入の補助金と同額の増額補正で、平成 3 0 年 8 月

から実施されます高額療養費の所得区分細分化に伴うシステム改修費用でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第49号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第27. 報告第1号

○議長（三角 良人） 日程第27、報告第1号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは議案書の105ページをお願いします。

報告第1号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

平成29年度の須恵町公共下水道事業特別会計の繰越明許費に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

106ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

2款下水道事業費1項下水道事業費、事業名、公共下水道事業管渠築造工事、金額5,500万円、翌年度繰越額5,500万円、繰越額の財源内訳でございますが、未収入特定財源で国県支出金の国庫補助金2,550万円、地方債2,400万円、一般財源が550万円でございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（三角 良人） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月12日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時50分散会
